

特別寄稿論文

父兄訓と男性間差別

——江戸時代の家族制度におけるジェンダー関係

Anne Walthall

(カリフォルニア大学アーバイン校)

福重恵子訳

(お茶の水女子大学)

神田由築監訳

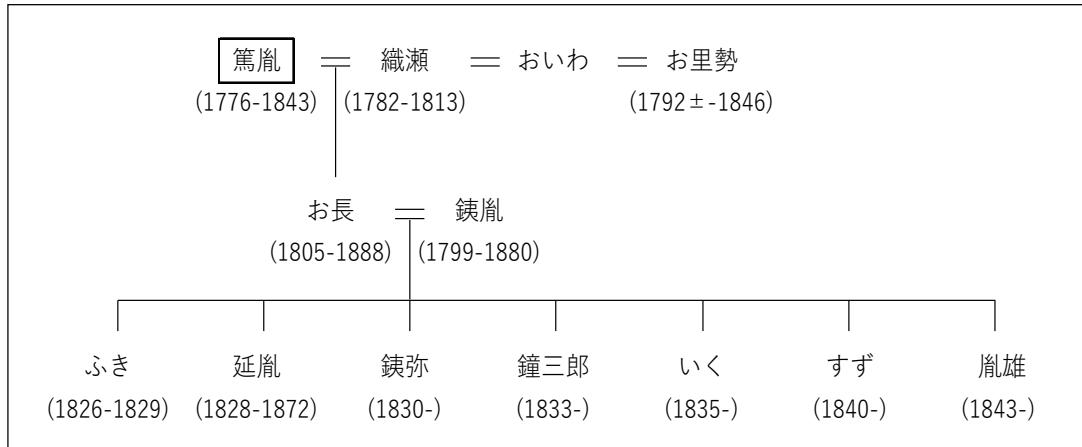
(お茶の水女子大学)

アン・ウォルソール氏は、2015（H27）年11月から2016（H28）年1月まで、お茶の水女子大学ジェンダー研究所の特別招聘教授を務めた。専門は、日本近世史・女性史である。在職期間中は、研究プロジェクト「Faith, Politics, and Affection: A Social History of the Hirata Atsutane Family」（信仰、政治、愛情：平田篤胤一家の社会史）に取り組み、大学院等で「いい兄貴—わるい弟：Gender Dynamics in an Early Modern Family」と題する講義を行った。本稿は、その研究成果をまとめたものである。ウォルソール氏ご本人の希望により、英語論文を日本語に翻訳して、ここに掲載する。

江戸時代、ジェンダーの不平等は社会関係の骨格をなした。女性は男性に従属したが、一方で男性もまた、身分、階級、出生順位による差別に晒された。そして、ジェンダーは人格にも影響を与えた。武家の女子にとって、フェミニニティは服従と自己犠牲によって獲得されるものだったと山川菊栄は主張する。武家の男子にとっては、マスキュリニティとはすなわち堪忍を身につけることを意味した。一人前の男としての地位を得るには妻を娶る必要があり、それによって家長としての男性的な能力を発揮しなければならなかったのである。それ

は、家長の座を保証されていない次男以下にとって、より難しい課題だった。

本稿は、近世の一家族におけるジェンダー・ダイナミクスを検討するものであり、事例として平田篤胤の孫、平田鍊弥をとりあげる。篤胤は、安永5年（1776）に秋田に生まれ、二十歳のときに学業と立身をして江戸にのぼった。自身の回想によれば、四男であったために生家ではぞんざいに扱われ、親の愛情を知らずに育ったという。江戸にきた篤胤は、日本が直面していたロシアの脅威による国難を知り、本居宣長の著作にめぐりあった。そして、日本が対外



的危機に立ち向かうためには、日本人が八百万の神、とりわけ天照大御神の加護をうける特別な民であるという考えに根ざしたアイデンティティを持つことが必要だと断じた。また、人は死後、黄泉の国に行くのではなく、神靈となって現世にとどまり子孫を守るのだと唱え、自身も含めた世人々の不安を除こうとした。篤胤は、天保12年(1841)、幕府の怒りを買って秋田への退去を命じられ、天保14年に同地で没した。後には、篤胤の娘お長、婿養子の鎌胤、そして六人の孫が遺された。

篤胤の没後、家父長の鎌胤と嫡男の延胤は三つの役割を果たした。彼らの業績としてもっともよく知られるのは、篤胤の教説をひろめて氣吹舎(いぶきのや)と呼ばれる平田学の学塾に門人を集めたことである。一方であまり知られていないことだが、二人は秋田藩士でもあった。そして、平田家においては、篤胤の長女お長が妻や母親として果たした重要な役割は見過ごしてはならないものの、家長として家を支配したのはやはり彼らであった。平田家の娘たちは、

二人とも良縁を得て秋田藩士の家に嫁いだ。そして、この家父長制という制度のもと、長男以外の男子の人生にはより多様な展開がありえた。三男鐘三郎は他家に養子にいき、四男胤雄は11歳で養子に出されるも妻が早々に死去し、実家に戻っている。胤雄は、最終的には延胤の死後に平田家の当主となる。そうしたなかで、次男鎌弥の経験は、誰よりも波乱に富んだものであり、かつ残された記録も一番多い。そのため、家父長と長男が有した権威の限界について有効な示唆をあたえてくれるのである。

鎌弥は、幼少期から父と兄に対して敬意と尊敬をもって接することを求められた。そうした家族関係は、林子平が『父兄訓』と題した儒教思想的な著作の中にまとめている(山住・中江 1976: 58-89)。『父兄訓』は、父と兄に向けて息子と弟を教育する方法を説いているため、篤胤の門人の一人である宮負定雄は、教道に関する自身の著作の中でこの本を賞賛し、長文を引用している。宮負は、家庭での行き届いた指導がないと子どもは問題を起こし、家族の者のみならず先祖にまで恥辱を及ぼすことになる

としている。宮負と林が説いたのは、一般的に受容されていた通念である。たとえば熊本藩は、寛政4年（1792）に触れを出し、村全体で全ての子どもの養育を見るよう指示した。困窮の家や、あるいは父親や長兄がこの役割を果たせない家に対しては、村内の他の者たちが介入することが求められた（柴田 2013: 130）。言い換えれば、父親と長兄によって行使された家の支配権は、権利であると同時に義務でもあった。息子や弟たちに不品行があった場合、その責は本人だけでなく、適切に教育できなかった男たちのものでもあったのである（平野 1983: 114-15）¹。

宮負の『父兄訓』に関する考察は、平田家におけるジェンダー関係、つまり鍊弥、兄延胤、父鍊胤の間の関係性、を分析するにおいて有効な指標を与えてくれる。マイケル・キンメル（Michael Kimmel）は、「身分階層、人種、民族、性別、年齢、肉体的能力による特権を与えられない」（Kimmel 2002: ix）ことを指摘したが、私たちはそこに「出生順位」を追加しなければならない。マスキュリニティを男性間ににおける力関係を決めるシステムの一つと考えるならば、考察を始める起点として家族をとりあげることは妥当といえよう。まさにそこでは、弟たちが父親と長兄の統制下に置かれたからである。

鍊弥と父鍊胤の関係

宮負は、林の著作から「儲、手習・学問

等を気詰の事と思ひ、刀・鎗・弓・馬等の武芸を怪我の基と思ふ程の愚さは、實に言語同斷也。夫、天の人を生ずるや、人毎に一芸一徳有て天地の間の用を為す」（平野 1983: 116）という言説を引用し、父親には息子に学問と武芸の両道を教える責任があることを強調している。文武の両方が人格を形成するのであり、それによって男子は、礼儀をわきまえ、虚飾を排し、儉約をおこない、目下の者に礼節をもって接し、年上の者を敬い、そして國のために尽くすようになるのだとした。これから述べるとおり、鍊弥はこうした規範に必ずしも適合しなかった。そして、鍊弥が適合しなかったことは、それらの規範に弱点があったことを物語るのである。

幼年時代

「氣吹舎日記」によれば、子どものときの鍊弥には長男と同じような機会が与えられた。父鍊胤は延胤と鍊弥を連れて産土神社を参拝していて、祖父篤胤もまた、神社や友人、親類宅の訪問、祭り見物、遊山などの際に、二人の孫を連れて出かけている。延胤と鍊弥は、それぞれ13歳と11歳になる頃には兄弟二人で走りまわって遊んでいた。それより前の7歳と5歳のときには、延胤と違って鍊弥はまだ手習いを始める前だったにもかかわらず、鍊胤は二人に祖父の著作の一つを読むようにいいつけ、天保13年（1842）には、武芸熟達のための第一歩として兄弟たちを馬術の道場に入門させ

1 宮負の『民家要術』は、天保2年（1831）5月3日に書き終えたばかりの草稿が平田家に送られていて、それが平田家文書のなかに残されている（宮地 2010: 154）。

ている（宮地 2006: 38, 60, 61, 64, 69, 72, 94, 106, 120, 126, 158, 168, 170）。

鍊胤は、次男鍊弥を幾分甘やかすことすらあった。天保 14 年、篤胤が体調をくずし、秋田に呼び寄せられた鍊胤は、そこに鍊弥を同行させている。それは、孫たちに会いたがった篤胤夫妻がとくに鍊弥を気に入っていたからでもあり、また嫡男である兄延胤は家に残しておく必要があったのに対し、鍊弥の方はいなくても問題がなかったためでもあった。このとき鍊弥は籠に乗ることを嫌がり、馬でいくことを鍊胤から許される。江戸出立の際、友人や近隣の人々に馬上の姿を見送られ嬉々とする鍊弥の姿が記されている（宮地 2005: 65）。

鍊胤は、延胤と鍊弥の両方に武芸の修練をさせたが、はるかに熱心に稽古に励んだのは鍊弥の方だった。14 歳のときには、鍊弥は藩主の前で槍の腕前を披露する場をあたえられている。その翌年に剣道、弘化 5 年（1848）には弓道を習いはじめ、嘉永 6 年（1853）のペリー来航後には砲術を学ぶようになる。嘉永 5 年、槍術では他流試合で対戦相手に快勝し、翌年には師範から宝蔵院流の技芸の数々を記した巻物を伝授される。さらに嘉永 7 年、宝蔵院流の系譜を記したものと、より秘伝の奥義をあらわした巻物が受けられていることから、鍊弥が槍術の真髄を極めたことが師範にも認められていたことが窺われる（物品 16-2; 20-20-0~2）。鍊弥は、藩の江戸上屋敷内の神社に

八種の武術を記した額を奉納していて、自身で槍術論の著作まで執筆している。藩に仕えるすべとして彼が望んだものは、学問ではなく、武芸の腕前だったのである。

結婚とキャリア

父親である鍊胤には、鍊弥に学問と武芸の教育を施すことに加えて、その養子先となる家を見つける責任もあった。また、妹たちの嫁入り支度と同様、養子にいく鍊弥に衣装や道具を揃えてやることも鍊胤の義務だった²。鍊弥は次男であるため、家父長の跡継ぎとして約束されている立場はない。こうした出生順位による差別は、彼が実家の「厄介」のまま生涯を終える可能性が厳然としてあったことを意味している（堀田 2007: 38）。

鍊弥は、父の尽力にもかかわらず、養子縁組市場において多くの苦難を経験する。彼は最初、嘉永元年（1848）、18 歳のときに戸倉宮内³の養子となった。戸倉は、白川家・関東執役として、公家・白川家による神職の組織化推進のための関東役所を統括する職にあった。戸倉が早々に京都に帰国してしまったことに加え、関東役所の仕事が煩雑だったことから、実父の鍊胤が息子の後見となり、役所の円滑な運営を監督する責任を担った（書簡 15-1-38-5）。その父の支援もむなしく、鍊弥はその職務を重荷であるとし、四年後、病気を理由に鍊胤が鍊弥の退役と縁切りの願いを出している。（通常、

2 養子を出す際にかかる費用の例については、書簡 1-8-2-3 を参照のこと。

3 特に鍊弥の養子縁組に関連する平田家と白川家・関東執役との関係については、遠藤潤, 2008, 『平田国学と近世社会』ペリカン社, pp. 202-212 を参照のこと。

養子縁組がうまくいかなかった場合、養子先の家は実家に息子を引き取るよう求めるのである。) 鎌胤はあらためて安政4年(1857)、続いて安政5年にも、息子の養子先を探している。息子の養子縁組を実現させるのは親のつとめであり、息子本人の責任ではなかった。鎌弥が槍術の師匠に宛てた手紙には、いまだ自分の将来が父親によって確保されずにあることに対する苛立ちが表されている(AH289-423)。

私事追々歳も取過し兎角御屋敷には縁無之、段々見合居候中、三十にも近々相成、何分心配に御座候、然れば他御藩よりは、縁付も申込有之候得共、御屋敷に御縁無之上は、何卒公儀御直参へたとへ小禄困窮にても参り度、此節右相談中に御座候得共、何分直縁組に相成兼、夫故手数にて弥今相極不申候、

父鎌胤による三度の失敗を経てようやく鎌弥の養子先が決まった時、鎌弥は明らかに傷もの扱いだった。文久2年(1862)に鎌胤が書いた手紙によれば、鎌弥はその頃に平田家と同じく秋田藩士の家であった三木家の養子となっている。両家とも藩士同士であったことにより、縁組交渉に面倒はなかった。しかし、実際は、三木家は家名に傷のついた状態だったのである。もとは百五十石という知行をもっていたが、先代の当主が狼藉を働いたために召し上げられ、一家にはわずかな給禄しか残されていなかった(AH289-901)。安政6年(1859)に鎌弥が養子にいく際、平田家の支援者の一人

であった小野岡義般は、鎌胤へ手紙を書き、鎌弥のおさまるべき家が決まったことを祝福するとともに、しかし三木家の知行回復など期待してはいけないと釘を刺している(書簡8-52-42-1)。経済的に不遇で家名も失墜していたとはいえ、少なくとも鎌弥は妻を娶り、家父長の座を手にすることができた(書簡8-52-42-1)。

父鎌胤によってひとたび妻、地位、俸禄を与えられ、三木家の当主となるや、鎌弥の藩士としての先行きはにわかに明るいものとなった。文久2年(1862)、武芸の腕前が藩の上級家臣の目にとまり、鎌弥は三木家旧知行地の一部を与えられる。鎌胤は、親類一同で歓喜したことを書き記している(AH289-901)。文久3年、秋田藩主は将軍に随行して上京するが、藩主が秋田に帰国した後、鎌弥を含む一部の兵が京都に残された。7月21日、情勢不安をうけて諸藩の兵を朝廷の御親兵として活用することが合意されると、秋田藩は御所准后門の夜番の守衛を命じられた。鎌弥は6名を従える三番組頭だった。鎌弥は、藩の名を汚すことのないよう、衛兵交代の規則やその他の指示を細心の注意をはらって書き写している。この頃の鎌弥の手紙は、大半が兄に宛てて書かれ、兄から家族全員に回してくれるよう頼むものであったが、父に向けて書かれたものもあった。鎌弥たち親兵が天覧馬揃えの際に御所警護にあたり、褒美金として一人金二百疋を拝領したとき、彼は真っ先に父親に報告し、「拝領の金子之内余り少々分、奉恐悦候得共、金五拾疋奉呈上候。御受納被遊被下候ハハ、難有奉存候」(書簡8-

50-2; 8-50-10)として、拝領金の一部を父親に贈ると書いている。また、「追々御親兵不残直垂引立鳥帽子御渡ニ相成候由ニ御座候、誠ニ天朝之哀憐深難有御儀奉感拝候」とし、褒美の品を拝領する喜びも綴っている。

三木家へ養子入りして自身の家をもっていた鍊弥だったが、天皇に勤仕すべく京都に行ったことは、彼にとって父親と異なる土地で暮らす初めての経験となった。現存する数少ない彼の手紙の多くはこの期間に書かれたものであり、そこには江戸にいるときとは異なる鍊弥の自己意識をみることができる。それは、彼がこの時だけは自らの従属的な立場を日々思いかえさずにいたからではないだろうか。

「子弟は苦労の種」(山住・中江 1976: 61)

鍊弥は、学問と武芸の教育をうけたものの、必ずしも周囲の期待どおりにはならなかった。彼が抱えた問題の根源の一つは、学者の家に生まれたことだった。鍊胤は、息子たち全員に武芸を習わせたが、同時に、彼らがそれを学問への志向と両立させることを望んでいた。兄、親類、門人たち、近所の人々なども皆同様であり、鍊弥が一家の伝統を受け継ぐことを期待していた。戸倉が書いた書簡の断片からは、その期待がいかに早く裏切られたかを見てとることができる（書簡 15-1-38-9）。

学問は人倫第一之事、其申序、其許兎角学
問嫌之事は、第一不安堵故是後我へ孝行と
思候ハバ、此以後読書可致、研究事、若弥
以讀書不致候ハバ、遠方別居にても不孝之
第一落涙にて教悟仕候、

戸倉は、学問を修めることが道義を育み、また道義を実践するすべを生みだすと考えていた。男子たるもの文武両道をきわめねばならないという通念は、当時あまりにも広範に受容されていて当たり前に等しいものだったが、鍊弥にとってはそうではなかったのである（Taga 2005: 130）。

鍊弥は、三木家に養子入りする以前にも一度ならず揉めごとを起こしていた。戸倉家との養子縁組解消からわずか二年後の安政元年（1854）、鍊弥は両親と兄に苦労をかけたとして謝罪の誓文を書かされている（書簡 1-1-25）。

此度、不図心得違にて不始末之事共有之、
御両親様御始、御兄様迄に御苦労奉懸、重々
奉恐入候、仍て自今身之行状正路に相守、
不始末カ間舗事不仕候段、誓文仕奉差上候、
若以後相背候ばば、速に可蒙神罰候、以上、

鍊弥が、自分の過ちは認めつつも、意図して不始末をおこしたわけではないと主張している点に注目したい。鍊弥に非があつたと想定して、彼の言い分は、自らの行いに対して自覚している責任がそう大きくなかったことを物語っている。

鍊弥は、幕末期には父親を誇らしい気持ちにさせたこともある。京都で天皇に仕えた時、鍊弥は政情に関する有益な情報を何度か入手し、それらは鍊胤の手で秋田藩庁に伝えられたと推定される。その一方で、度々問題を起こした。鍊胤は、自身は気吹舎の塾務に専念し、長男延胤に弟鍊弥のしつけの大部分を任せていたが、あるとき、鍊弥にひどく面目を潰されたあまり、思い

きった手段を講じることになる。

「苦労をかくるは皆不孝に当たれども、苦労を掛かるよりは父母に恥をかかせるが不孝なり。其子が非道を働くは即親の恥となりて、其父母が世間に顔出しがならず」

(平野 1983:118) と宮負は書いているが、慶応2年(1866)初頭に鍊弥がしてかしたこととは、まさにそれにあたる。そのため、父鍊胤は鍊弥を勘当するという徹底手段に出た。皆の前で自分に恥をかかせたというのが理由だった。「其許義、昨日酒席とは乍申先老之御靈前に於て数人に無礼乱妨之所行有之、且平生心得違之儀不少、御家学に對し我等面目を失ひ候。余不埒之至に候、依之以後、御用之外、長く義絶申入候」(書簡 13-1-20) というのである。鍊胤は、署名もなく宛どころも書かれていな手紙の中で、鍊弥が幾度となく酒に酔って暴れ、さらに父である自分に絡んできたと綴っている。鍊弥は、それまでに何度も神祇に改心を誓う誓文を書いては、その誓いを悉く破ってきた。つい最近も、鍊胤が、義理の息子である村瀬清の取りなしによって鍊弥をまたぞろ許したばかりだったのである。騒ぎは、鍊胤が客を招いて年中行事を催していたときにおきた。鍊胤の訴えを綴った書簡には、「夜に入、他所之者三人、其他手伝之者等四五人残り居、右他所之者と私事亡父靈前に於て学事之話仕居候処へ、鍊弥酩酊之上罷越」とあり、その後の顛末が詳細に語られている(書簡 13-1-19)。

一 当廿三日、先老之御靈前、且他人之面前に於て我等を種々愚弄いたし、勿論他人へ無礼不敬絶言語候

- 一 同日靈前に於て酒乱とは乍申、対面なる石神權五郎酒肴を挨拶もなく取食し候事
- 一 同日五嶋主計之面上へ、盃酒を打かけ候に付、差留候へ共、不相用候事
- 一 同日帰り之節、兄嫁弟嫁自分妻をも突倒し、勝手之膳椀等蹴散し傍之品を擲散候事
- 一 同時、隣家之前にて小川要人主徒を突倒し、尤怪我は無之候へ共、礼服大小等相汚候事
- 一 平日、学事之筋等、不心得にて候はば、彼是申出間敷筋に候処、先老之御著書に認有之候儀を、他人へ対し毎々愚弄ヶ間敷申述候事

鍊胤のこの書簡は、三つの理由で重要な意味をもつ。第一に、書かれている訴えは鍊胤のものであり、鍊胤がとった対応の理由を説明するものだったが、書簡の筆跡からみて、書いたのは長男延胤であると筆者は考えている。このことは、平田家の支配的男性家族、父と兄の間で、鍊弥にいかなる処罰を科すべきかについて合意がなされていたことを示唆する。第二に、書簡には鍊弥の不行跡が当時の道徳観念に照らして詳述されている点である。飲酒は男性に求められるものだったとはいえ、酔って常軌を逸した行いにおよぶほど飲んでいいわけではなかった。さらに悪いことに、鍊弥は父親を馬鹿にし、祖父の学問を貶める発言をした。鍊胤は、自分が育て方を誤ったとして自らを責めると同時に、鍊弥が自制心のかけらも持たずに社会的、感情的な規範

を踏みにじったと糾弾している。そして、この書簡に示されるもう一点は、義絶という徹底手段をとるにあたり、鍊胤にはそれを正当化する必要があったということである。鍊弥は、父から義絶の宣告を受けとるとすぐ、祖父篤胤の甥で秋田藩役人の渡辺泰治に会いに行ったとみられる。渡辺は、おそらく父鍊胤が先の書簡を出した相手であろう⁴。鍊弥は、義絶は父が独断で決めたものであり、父と自分が世情について議論していたところ意見が対立したことが原因なのだと訴えた。言い換えれば、鍊弥は、義絶は横暴であり、父親を怒らせたというだけで科される処分としては過剰であると暗に批判し、父の決断に反発したのである。

渡辺のものとみられる鍊胤への書簡は、鍊胤が義絶を撤回すべきであるとして、その道義上、および政治上の理由を説明している。書き手は、「御二男様ハ百ハ百迄被成方惡しき」として鍊弥の振舞いが悪かったことは理解しつつも、勘当すれば、父子二人とも藩での役勤めにおいて重大な影響を免れないうえ、おそらくは親類一同にも波紋が及ぶだろうとしている。「一方之御役も御勤御在所様は勿論、御双方之御役柄と云、御父子之御間柄云々之次第、他へ響き候てハ、自然親に対し云々杯と申より、云々之義絶に預り候事に至り候程之不埒に候得共、御役勤へ自然と御障り」(書簡 13-1-3)になるという。言い換えれば、鍊胤が息子を立派に育て上げるという責務を果たせなかつたことが表沙汰になれば、皆に恥が及ぶの

である。宮負は、「人の身の上に甚しき事、其子の無頼無作法なるを見れば、其父の愚か見ゆるなり。其父の愚か見ゆる上は、其祖父の愚かも思ひやらるるなり。是、孫一人の愚を見て父と祖と三代先までの愚かが一目に見え分かるるなり。是恥かしき事の天下一なるべし。」(平野 1983: 115)と論じている。渡辺は、こうした現実的な思惑に加えて、「義絶ハ父子之間、是より重き事ハ申間敷」として道義上の問題にも言及し、鍊弥には勘当でなく叱責を与えるべきであり、自宅以外では飲酒をしないという当人の約束を受け入れ、再度不作法をすれば、その時にまた教え諭すしかないと書いている(書簡 13-1-3)。

鍊胤が次男鍊弥を勘当しようとしたながらそれを渋々撤回したことは、彼の息子に対する支配権限に限界があったことを浮き彫りにする。父鍊胤が自らの決断を正当化するために長々と書き綴らなければならず、鍊弥が大小さまざまの不届きな行いをかくも長きにわたってやりおおせ、そして鍊弥の悪行を考えれば当然ともいえる父鍊胤の決断に対しても家族の者たちが止めに入つたことをみれば、当人はもとより、平田学派一門、親類縁者にとっても、義絶がいかに深刻な問題だったかがわかる。家父長としての鍊胤には、成人して妻帯した息子をも罰する権限があったが、その行動の根拠であった家父長の論理は、無条件に認められるわけではなかったのである。

4 延胤の書いた「氣吹舎日記」によれば、仲裁に入ったのは渡辺と義弟の村瀬の二人である（宮地 2005: 340-341）。

兄弟間の調和的な対抗関係

鍊胤が鍊弥を勘当しようとしたとき、親類たちが皆反対するなか、長男の延胤は父の決断を支持したとみられる。延胤も、父同様、他の兄弟姉妹たちの教育において重要な役割を担っていた。林子平は、「人の兄と成りては、その弟を愛し、その知らざるを教え、その足らざるを補いて、あわれみ睦む事」(山住・中江 1976: 65)と書いている。マスキュリニティに関する研究の多くは、家族の問題を検討する場合、家父長制——父と息子の関係——を取り上げている。しかし、特権とヒエラルキーがどのように明文化され、正当化されているかを検討するにおいて、父子関係同様に不平等を生み出し、かつ同等に重要といえる関係は、兄弟間の関係である。ロバート・ナイ (Robert A. Nye) が指摘するように、兄弟の絆は「程度の差はそれもあるにせよ、調和的な対抗関係の中で男たちを団結させる」のである (Nye 2000: 1656)。

延胤と鍊弥は、多くの経験を共にしながら育ったことが「氣吹舎日記」に示されているものの、常に鍊弥はその出生順位による影響をこうむっていた。堀田幸義は、身分制度があらゆる社会的な関わりにおいて、あらゆる次元の日常のなかで機能したと指摘する。それを鍊弥の例に当てはめるなら、父親が長男延胤と同じレベルに育てるべくその教育に尽力したにもかかわらず、鍊弥は常に自らの従属性を意識しながら前半生を過ごしたことになる。家の内部における序列は、家族のあいだでは儀式のなかで認

識され、また互いの呼び名によって表された。鍊弥はいつも延胤に対して「御兄様」という敬称を使う一方、延胤は鍊弥を呼び捨てにし、敬意が示されない点で奉公人にに対するのと差がない。家の外では、長男には役職が与えられるのに対し、次男以下に与えられるのは臨時の役でしかなく、出生順位はキャリアの出発点を規定するものだった (堀田 2007: 38, 245, 263)⁵。つまり、父親の家で暮らす限り、そして自分自身の家を構えた後でさえも、鍊弥は「目上の者たちの権威の影響下にあり続けた」(Nye 2000: 1659) のである。

家族内での出生順位は、振舞いと気質にも影響を与えた可能性がある。生まれた時から平田家当主となるべく教育された延胤は、勤勉な学者となり、政治と信仰に関する著述を残した。鍊弥が書いたのは槍術論である。延胤は門人たちの尊敬を集めだが、後述するとおり、鍊弥はそうではなかった。二人の違いはそれぞれの書にもあらわれている。延胤は習字の手本のように整然とした読みやすい字を書いた。鍊弥の筆は、奔放で力強さに溢れた走り書きのようであり、活発で陽気な人柄を思わせる。

兄弟間の調和

延胤と鍊弥は普段は仲の良い兄弟だった。二人の祖母お里勢は、追放先から書いた手紙の中で、「御神前御あがりも、延太郎・鍊弥てつたい御上被成候事……ま事ニま事ニかんしん致、御嬉しく、日々月々に兩人、御両親の御てつたいニ相なり候と申、ま事

5 兄弟間で交わされる書簡のルールについては、同書 p. 266 参照のこと。

ニま事ニ御嬉しく、大よろこひ致まいらせ候」(横山 2012: 10) と綴り、幼い二人の兄弟が一緒に両親の手伝いをしている様子を褒めそやしている。延胤の「氣吹舎日記」によれば、鍊弥は弘化元年（1844）に元服を終えた後、しばしば一家の使い役を勤めていて、版木の彫り師、本屋、寺、親戚や門人たちに手紙を届けるなどしている。鍊弥が、多くの場合においてはいわれたことに従っていた様子が窺われる（宮地 2006: 191-214）。

鍊弥は、京都において御親兵として仕えた際、ほとんどの手紙を延胤宛てに書いた。そのことは、彼にとっては父親よりもむしろ兄に承認してもらうことが重要であったことを示唆している。彼は初期の手紙の中で、「俄ニ繁勤ニ相成難有仕合、実冥加至極ニ御座候」(書簡 8-50-1) と書いている。その次の手紙では、自分が馬術の指南役を勤めるにいたった経緯を綴っていて、所属する隊の中で馬に乗ることができたのが彼だけだったことを記している。天皇に仕えた期間における最高の晴れ舞台は、文久 3 年（1863）8 月末に行われた、京都守護職であった会津藩主松平容保による天覧馬揃えでの任務だった。行事の終了後、彼は兄にその内容を伝えるために手紙（書簡 8-50-12）を書き、また各人がどこへ配置されたかを示す図を描いた。

會津侯之御本陣自分も甲冑にて金之大立烏帽子、誠に美々敷御出立に御座候、調練之最中より全日は、暮きり候處、衛士之もの白張にて大篝火をたき素袍を着、又布衣を着し候へとも、相交り焚火凡二十七八カ所

へ大かかり、さしもの広き日ノ御門前通りさながら白昼の如く、折ふし雨はしきりに降出し比叡おろし強く吹出しければ、旌旗風にひるかへり、火煙は天を覆ひ廿七カ所之大篝勇ましとも雄々しとも、會藩之凱歌先陣後陣七カ所惣人数一同にあげしかば、しばしば脇の咄もきこへぬ計り、凄冷かりける、其時雨は弥降りしきり、仕丁雜式之骨折にて篝火は、真盛諸家御守衛之高張纏袴火に彰し、其時私之心持何にたとへん方も無之嬉敷とも難有とも身の毛も立候程雄々敷、

この行進は、日本の武人たちが蛮国（侵略者）から國を守る準備ができているとして、天皇を安心させることを目的に行われたものであったが、その内容は、隊列と装備の見た目の美しさに重点を置く、旧来の軍隊的なマスキュリニティのデモンストレーションそのものだった。鍊弥の報告からは、この見世物の眼目が、壯麗に着飾った男らしさの大々的な誇示による、兵たちの集団アイデンティティの強化だったことがみてとれる。

延胤は鍊弥より二歳年上だったに過ぎないが、業績の面では鍊弥のはるか上をいった。延胤は優れた学者であつただけでなく、明治維新後の新政府においても短い期間ながら実績を残している。鍊弥が明治 3 年（1870）に末弟の胤雄に宛てた手紙には、「御兄様結構御昇進被遊、御同様恐悦至極奉存候、誠日々益御学事御盛に相成、實以難有御儀中々紙筆に難尽」(書簡 1-9-47) とあり、鍊弥の兄に対する称賛が綴られている。一方、鍊弥に対して延胤からは、同年

9月15日付けの手紙に、「此節ハ同人も大酒も致さず不都合之事も不申、中々働き申候、外二人もなき故別して大ニ助かり申候」（宮地 2006:465）とあり、役に立ったと褒める言葉が記されている。手紙には、兄延胤を上位者として扱うよう育てられ、普段は兄を敬い、兄に従うようにしていた鍊弥の姿を窺うことができる。

兄としての延胤の責務

延胤の明治3年の手紙にあった鍊弥に対する限定的な褒め言葉には、鍊弥に性格上の欠点があり、兄である延胤が矯正してやらなければならぬと考えていたことが示されている。鍊弥の欠点は多かった。飲酒が過ぎ、他人に喧嘩をしかけ、贅沢を好み、周囲の信頼も薄かった。宮負は、世の父親と兄が注意すべき家族の失態として、「父兄及び長者・賓客等の前にて欠伸・平臥・安座等の事、又は朝寝、又は人先に物を喰ひ、買食・好食、其外万事手前勝手を致し、又は貧者と少者とを悔り」（平野 1983: 115）と列挙しているが、まさに鍊弥のような人物を念頭において書いていたのかもしれない。

長兄である延胤には、鍊弥が不作法をしでかす度にそれを教え諭す責務があった。安政5年（1858）、鍊弥は兄に宛てて長い覚書を認め、自らの失態を列挙して謝罪し、釈明を試みている。まず第一に、自分は酒が好きでつい飲みすぎ、酔うと気性が荒くなる。つい最近では、他人に喧嘩をふっかけた。延胤にいわれたとおり禁酒することも考えたのだが、これまでのところ飲んで

口論になったことはないので、その必要性はないと思う。禁酒をしない代わりに、どんなに飲んでも決して激昂しないと心に誓った、という。第二に、武術の稽古の際に尊大に振る舞う傾向があり、それについても延胤から注意されたので、他者に対して一層気をつけて接するとし、「全体近頃は別て人より頭も余斗に下候様、且は言葉等も町寧に仕候様に心掛居候」と書いた。明らかに延胤は鍊弥に武芸をやめさせようとしていたが、鍊弥はそれを拒否したのである。一方で、「猶此程にても最早札付の身と相成、何れとも此上縁談無御座候」（書簡 19-2-27）と綴っていて、家の名誉のためのみならず、自分自身のためにも行いを正す必要があることは認識していた。

この覚書から、延胤がしばしば弟の指導をうけもっていたことは明らかである。鍊弥は、わずか二歳しか違わない兄延胤にその権利があることには何の疑問ももっていない。それどころか、延胤が両親に対して自分のことをとりなしてくれるのを当てにしていた。いうなれば、鍊弥は兄に寄りすがって依存することによって、兄のみならず、自分自身をも拘束していたといえる。平田家の跡継ぎである延胤には、家の目下の者たちが社会的な規範や期待に背くことのないようにする責任があった。それは、指図することのできる特権なくしては全うできない責任だった。鍊弥に限らず、可哀想な弟や妹たちは皆、その教育としつけの役回りをもって任じ、彼らの欠点を両親に手紙でこぼしていた聖人のように立派な長兄に対し、その陰に隠れるように生きたの

である。

それから三年後の文久元年（1861）、延胤が弟鍊弥の素行の矯正に苦戦していることは、平田家と長い付き合いである旧友の知るところとなった。天保12年（1841）の篤胤の秋田帰国以来、気吹舎を支援してきた秋田藩家老の小野岡である。小野岡は、天保14年に鍊弥が父に連れられて秋田を訪れた際、鍊弥に会っている。小野岡が延胤に宛てた手紙によれば、彼は、鍊弥が漢字の読み書きに習熟し、必要な学問知識を習得していることは、少なくとも父親の鍊胤からの手紙で知らされていた。小野岡が案じたのは、鍊弥が槍術に過剰に入れこんでいたことであり、「槍術之事、真武之習学に無之と存候」と書いている。延胤も、槍術への熱中が度を過ぎているとして鍊弥を諫めていたが、「彼、時勢之習風に没れ候性質故、武術さぞあらんと御考察之由、即其弊流者に陥り候仁物と存候」とあり、当人は聞かなかつたようである。あるとき、秋田藩は「復古真武の勝負」の復興を企図して槍術の指導に鍊弥を取り立てたが、やがて別の者が現れ、その者が彼より優秀であることが判明すると、何人かの「有志之仁」はこの新しい指南役のもとで学ぶようになった。そのことをみても、彼らが鍊弥を尊敬していなかつたことは明らかである（書簡15-37-7）。

小野岡の手紙からみると、鍊弥は二つの面で問題児だった。鍊弥は藩邸において同僚たちと折り合いがよくなかった。しかし、それ以上に問題だったのは、目上の者たちのいうことを聞かないことだった。この七、

八年前、小野岡は彼を教え諭そうとして失敗に終わっている。延胤は、「鍊弥へ折ふし御教示あれとも、中々屈服なく」と書いている。鍊弥は、父親と口論になった時ですら自分の間違いを決して認めなかつた。小野岡は、「兄弟父子というとも心の同じからぬは、いかにせむ、愚老にも其苦心なきことあたはず」（書簡15-37-7）と嘆息する。

『父兄訓』と『民家要術』に明記される社会的通念からすれば、次男としての鍊弥は、本来、父への服従を強いる孝の精神の絶対的支配はもちろんのこと、兄のもとに従属させる兄弟間の不平等をも受け入れなければならなかつた。鍊弥もそれは理解していたに違いない。藩邸において彼に求められた振舞いは、下位者の上位者に対する服従を強調するものであり、それはたとえ後者が本を開いたことすらないような者だったとしても変わることはなかつた。武家の行動規範は慎みと堪忍を重んじたが、それらも鍊弥には不足していたのである。

鍊弥の不名誉

父鍊胤と兄延胤は、社会的に容認される方法で鍊弥の素行を正そうとしたが、その努力も虚しく、鍊弥は周囲から傲慢で思慮がなく信頼できないという悪評をこうむるにいたる。延胤が両親へ出した明治3年（1870）4月4日の手紙によれば、「鍊弥事官辻へ出勤いたし度よしにて北原其外所々頼あるき候よし、誰も取合ハズ何とも面目なき次第ニ御座候。彼が志操なき事を師岡などハよく心得居候故無是非事ニ御座候」とある。延胤は続けて、弟のもう一つの悪

癖についても批判している。それは、「もし密事之筋之御書ニ候ハバ、三木之方へハ御廻し不被遊候様奉存候。弥之助もよく心得居、三木之旦那ハ人之手紙を開封するが御癖なりと申居候」(宮地 2006: 424) とあるように、他人宛ての手紙を開けて読むことだった。

鍊弥の欠点に関する延胤の苦言は、その後に起きたことを予見していた。この手紙から数週間の後、秋田藩庁は鍊弥を叱責のために呼び出し、役職を罷免する上、一年から二年の蟄居謹慎を言い渡した。鍊弥は、この大失態を身内に知らせた際、その理由は書かず、ただ、処罰に加えて、上役の一人から速やかに隠居するよう内々に勧告されたことだけを書いた。明治2年(1869)に息子五百枝が生まれて跡継ぎを得ていたのはまだ幸いだった⁶とはいえ、鍊弥は、「誠にいやなる次第」で「面目無之次第重々恐入候」と悲嘆している。

凶変事

先日申上候通、蟄居被仰付候處、猶亦昨日御飛脚到着之由にて左之通今日親類へ内達に相成候、御叱り御免之上、重き病名申立、御奉公退身願可差出、中川権太参事内達候事、右に付、田代へ相詰仕候所、御叱り御免之上にて、可差出段、内々御達に御座候、田代、高瀬、桂様之招に候由、扱々段々之

御叱實に当惑千万、乍併家勢は五百枝も有之、安心には御座候得共、誠にいやなる次第にて實に恐入奉存候、一両年も堅固に謹慎可罷在、面目無之次第重々恐入候、(書簡15-38-3)

兄延胤は、11月26日に認めた両親への手紙の中で、ことの顛末について自分の考えるところを書いている。(鍊弥は、ただ、「申し訳なき、申し訳なき」と繰り返すのみであった。) 鍊弥は、自身の権少属の役に加え、前任の献上方御右筆使役の職務も引き継いだかのように行動していた。その職務には、その気になれば私腹を肥やすことも可能な役得があったのだが、まさに鍊弥はそれをしていたものと思われる。延胤は、罪を犯した弟と関わることで自分にまで疑いがかけられることのないよう、妻に鍊弥の様子を見に行かせたが、当人は病気を理由に家に閉じこもり、出てこなかった(宮地 2006: 488, 490, 491)。延胤の妻は、「御不快も御はつしの御様子ゆえ、いくら伺候ても、私がわるいと計仰あそはし、御なみだ計御いだしあそはし被為入候て、何とも御かわゆそうに、御氣の毒さまには御座候へとも、何やら少しほは、御申証無様な御事の由」(書簡 19-1-50)と綴り、鍊弥が何より気にしていたのは両親と兄に対して申し訳がないということだったと伝えている。

6 『平田篤胤関係資料目録』によれば、この文書は1870年3月12日のものとされる。しかし、文書に記された唯一の日付は「十二月」である。また、聰明靈園にある三木家の墓碑によれば、五百枝は42歳で1916年に没しているため、その出生が1874年よりも前にあることはありえず、おそらくは1875年と推測される。その一方、多くの人名事典は、宮地編「平田国学の再検討」(1), pp. 85, 90, 101に掲載されている延胤から両親への書簡を根拠として、五百枝の出生日を1869年としている。

「万事手前勝手」

この大失態の後も、鎌弥は自らの行いをあらためず、相変わらず兄と父親に対して面倒をかけ続けた。蟄居謹慎の身となってからも、また延胤を激昂させ、両親に不満を言うこととなる。鎌弥は、内職をして暮らしを立てていると話していたが、それは事実ではなかった。しかも、気吹舎に入るべき金を着服していたらしい。尾張の渡辺正という支援者が、『古史伝』の出版費用の足しにしてほしいといって十両を鎌弥に託したのだが、金は気吹舎に届かなかった。延胤は、「渡辺氏は官員にも有之不都合致候人とも思われず、乍去、本人へ直に申遣候節、もし三木へ渡置候とも返事来候様にては、外聞あしく、不都合」云々、と書いている。鎌弥は金が無いといって母親にこぼしていたのだが、延胤の見立てでは、鎌弥が方々にした借金の合計は、少なくとも七十両という大変な額にのぼっていた。あるいはそれ以上だったとも考えられる。延胤は弟に対する怒りを、「此筋は、諸事物入勝には相違無之候へ共、同人事は、今以食物は奢り、人前を飾り居候事故、物入も多き事に御座候。叱られ候身分虚飾は、實に憎らしく」（書簡 15-31）と綴っている。

この兄弟間の対抗関係の事例では、延胤は兄である自分に支配権があることを当然と考えている。鎌弥の反抗に対して、延胤は腹を立てる。「感情表現は、権力の行使や権力をめぐる衝突において極めて重要な社会的コミュニケーションの基本的形態の一つである」（Eustace 2012: 1525）とするならば、延胤の憤懣やるかたない叫び——「元

來彼の性質にて私之申事は腹に入らず、慷慨此事に御座候」（書簡 15-31）——は、従属を受容しない者によって突きつけられた、家族内ヒエラルキーへの反抗に対して発せられたものといえる。

結び

鎌弥は、家庭内で数々の問題を起こしたことにより、その生涯や人となりは他の弟や妹たちよりも多くの記録に残されることとなった。彼の弟や妹たちは、神罰が下るようなことをしないという誓約をさせられることもなければ、勘当されかねないような所業におよぶこともなかった。この理由により、鎌弥の経験の数々は、家族のなかで個人間の関係性がどのようにあつかわれるのかに関して示唆をあたえてくれるとともに、林子平や宮負定雄によって示された一連の規律を解き明かすためのケーススタディを提供してくれ、さらには、親が有する権威の限界、そしてジェンダーの不平等が及ぼす影響について物語るのである。

平田家に残された史料を『父兄訓』と比較することによって、近世日本において社会教育がどのような重要性をもったのか、規範と実践の両方のレベルでみることができる。近年、柴田純は、中世日本において子どもたちの多くが親から放任され自力で成長したのと異なり、近世では種々の要因によって子どもが親から大切にされるようになったと主張している。家と村の存在が安定化し、その継続性が可能になったことにより、子どもの教育は家の存続と村の繁栄に不可欠のものとなった。元禄 2 年(1689)

以降、子育てに関する手引書が刊行され、子どもは親の正しい教化によって、大人になって成功者となり、親の評判も家運もあげるのだということが親たちに説かれた（柴田 2013: 113-133）。宮負は、こうした理論を国学の言説をもちいて発展させ、「世の人胤を殖すが即吾が日本の皇國を弥開きにひらく土台なれば、天地の神明に対しては

此上もなき信心となり、國に対しては忠孝の至となるべし」（平野 1983: 93）と論じた。本来、家における出生順位の如何にかかわらず、男子は誰しも國に奉仕しうる存在であった。しかし、実際に奉仕したかどうかは様々な要素に左右されたのであり、より権威をもった男性家族との関係性もそのうちの一つだったのである。

参考文献

- 柴田純, 2013, 『日本幼児史——子どもへのまなざし』吉川弘文館。
- 平野満校訂, 尾形利雄解題, 1983, 生活の古典双書 26 『家内用心集・民家要術』八坂書房（「家内用心集」頓宮咲月著, 「民家要術」宮負定雄著）。
- 堀田幸義, 2007, 『近世武家の「個」と社会——身分格式と名前に見る社会像』刀水書房。
- 宮地正人編, 2005, 『平田国学の再検討（1）』『国立歴史民俗博物館報告 no.122』。
- . 2006, 『平田国学の再検討（2）』『国立歴史民俗博物館報告 no.128』。
- . 2010, 『平田国学の再検討（4）』『国立歴史民俗博物館報告 no. 159』。
- 山住正己・中江和恵編注, 1976, 1983, 『子育ての書』2 平凡社。
- 横山鈴子翻刻・編年・著, 宮地正人史料校訂, 2012, 『平田篤胤後妻織瀬の秋田からの手紙：史料集』, 私家版。
- 人間文化研究機構国立歴史民俗博物館, 2007, 『平田篤胤関係資料目録』。
- Eustace, Nicole, et al., 2012, “AHR Conversation: The Historical Study of Emotions,” In *The American Historical Review* 117.5: pp.1487-1531.
- Kimmel, Michael, 2002, “Forward”, In Judith Kegan Gardiner, ed., *Masculinity Studies and Feminist Theory: New Directions*, New York, Columbia University Press.
- Nye, Robert A., 2000, “Kinship, Male Bonds, and Masculinity in Comparative Perspective”, In *The American Historical Review* 105. (5): pp.1656-1666.
- Taga, Futoshi, 2005, “East Asian Masculinities,” In Michael S. Kimmel, Jeff Hearn, R. W. Connell, eds., *Handbook of Studies on Men and Masculinities*, Thousand Oaks, Sage Publications.

※本文中（ ）内の引用史料番号は、番号冒頭の略称によって、それぞれ以下に対応する。

「物品」 … 国立歴史民俗博物館所蔵、平田篤胤関係資料物品

「書簡」 … 国立歴史民俗博物館所蔵、平田篤胤関係資料、書簡

「AH」 … 秋田県公文書館所蔵史料

掲載決定日：2018（平成30）年4月4日

